

令和3年度補助金利用者様

静岡県健康福祉部福祉長寿局  
福祉長寿政策課地域包括ケア推進室長

### 令和3年度の補助事業に係る消費税仕入控除税額等報告書の提出について

このことについて、各補助金交付要綱において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告することが義務付けられています。

つきましては、下記により書類の提出をお願いします。

### 記

#### 1 対象事業

- (1) 訪問看護ステーション設置促進事業費補助金 【対象年度：令和3年度】
- (2) 在宅医療提供施設整備事業費補助金 【対象年度：令和3年度】
- (3) 訪問看護出向研修支援事業費補助金 【対象年度：令和3年度】

#### 2 提出書類

- ・各補助金交付要綱に基づく「様式第10号：消費税仕入控除税額等報告書」
- ・別紙概要  
(「全額控除」「個別対応方式」「一括比例配分方式」「返還無し」から選択)
- ・別紙概要で指定された添付書類（確定申告書の写しなど）  
※別紙概要の様式等は、県ホームページからダウンロードできます。

#### 3 提出期限

令和4年11月18日（金）必着

※申告時期の都合等により上記期限までの提出が難しい場合は、別添「消費税仕入控除税額等報告の遅延について」を期限までに提出願います。

#### 4 提出先

〒420-0839 静岡県葵区鷹匠3-6-3 静岡県医師会館 4階  
静岡県地域包括ケア推進室（担当：矢岸）

#### 5 消費税仕入控除税額等の返還について（該当の事業者※のみ）

書類審査が終わりましたら、各補助事業者様あて、返還請求を行います。請求日の詳細は未定ですが、12月上旬頃の請求を予定しています。

※返還請求は、消費税仕入控除税額等報告書で、補助金返還ありと報告した事業者に限ります。

#### 6 留意点

- ・令和3年度要綱より、押印廃止となりましたので、メールでの提出も可能です。
- ・消費税仕入控除税額の計算方法その他の留意点については、別記をご参照ください。
- ・提出された報告書等に誤りがある場合、修正・再提出を指示する場合があります。

担 当 地域包括ケア推進班 矢岸

電話番号 054-207-8614

メ ー ル houkatsu@pref.shizuoka.lg.jp

**(1) 消費税仕入控除税額等の計算方法について**

消費税仕入控除税額等の計算は、下記のとおりです（個別方式の場合は、課税仕入割合を「課税売上対応分」と「共通対応分」に区分する必要があります）。

＜一括比例配分方式の例＞

課税資産譲渡等対価額	A	25,000,000円
資産の譲渡等の対価の額	B	800,000,000円
課税売上割合（※）	A/B	3.125%
補助金確定額	C	5,940,000円
補助金のうち課税仕入に係る消費税	C×10/110（小数点以下切り捨て）	<u>540,000円</u>

（県補助金に係る）消費税仕入控除税額等

$$\underline{\underline{(540,000円 \times 3.125\%) = 16,875円}}$$

小数点以下切り捨て

（※）申告において、「A/B」を下回る割合を課税売上割合として用いている場合は、県に報告する消費税仕入控除税額等も同一の課税売上割合を用いて算出する必要があります。

**(2) その他の留意点＜共通＞**

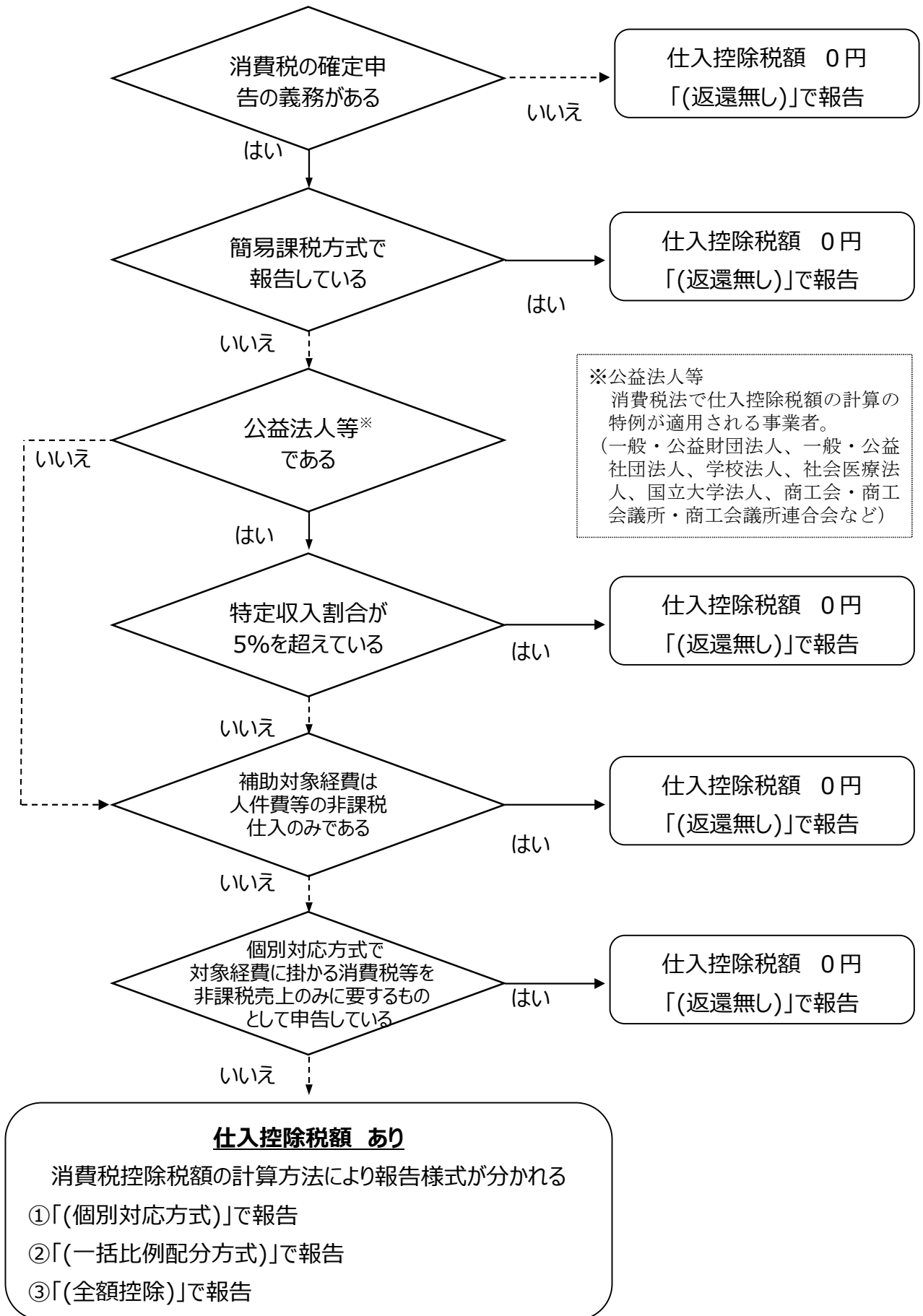
- 1 「特定収入割合5%超」「簡易課税方式により申告」などの理由により、消費税仕入控除税額等の返還が無い場合でも、書類提出は必要になります。
- 2 「消費税仕入控除税額等報告書」の様式は各補助金によって異なるため、各補助金交付要綱をご確認ください。
- 3 補助金を受けた事業所・補助金ごとに手続きをする必要があります。まとめたの対応はできかねますので、御了承ください。

**(3) その他の留意点＜自治体のみ＞**

一般会計で補助事業を執行する場合は、書類提出の必要はありませんが、特別会計（病院事業会計等）で執行する場合は、書類提出が必要です。

## 消費税仕入控除税額の簡易判定表

### ○簡易判定のフローチャート



(別添：遅延時報告書式)

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

所在地  
名 称  
代表者

消費税仕入控除税額等報告の遅延について

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた、  
事業の補助金にかかる消費税仕入控除税額等報告書については、消費税  
仕入控除税額等が確定しましたら、速やかに提出します。  
なお、課税期間及び提出予定時期は、下記のとおりです。

記

1 課税期間

自： 年 月 日  
至： 年 月 日

2 提出予定時期

年 月 日頃